平成２５年（フ）第２４７号
福岡市南区清水４丁目２番５―301号
債務者　園塚　淳一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１８号
福岡市早良区賀茂４丁目11番８号
債務者　立岩　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３２号
福岡市早良区祖原26番37―104号
債務者　堀口　侑希（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６０号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番７―1304号
債務者　谷　　政広
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６２号
福岡市博多区相生町３丁目５番３号
債務者　西原　　眞
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６３号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日６―705号
債務者　関　幸二郎
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７２号
福岡市博多区堅粕４－１―31―205、住民票上の住所福岡県三潴郡大木町大字上八院1500番地２
債務者　清松　弓恵
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７９号
福岡県大野城市東大利３丁目13番13号
債務者　垣内　伸高
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９８号
福岡市城南区七隈２丁目13番８号
債務者　吉野　順一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９９号
福岡県古賀市薬王寺1189番地17
債務者　川本美智代
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５０８号
福岡県大野城市上大利４丁目３番13―401号第２伊藤ビル
債務者　市橋　昇一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１７号
福岡市博多区昭南町２丁目１番２―105号
債務者　佐竹由美子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３０号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈349番地14プレステージ21―403号
債務者　久冨　光治
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３７号
福岡県筑紫郡那珂川町仲１丁目141番地１ワイオミングⅢタムラ102号
債務者　永尾　広美
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６４号
福岡県春日市須玖南１丁目143番地レオパレス春日清光108号
債務者　西山　尚俊
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６６号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目13番404号
債務者　河崎　千富
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０５号
福岡県筑紫野市美しが丘北１丁目10番地４グリーンヒルズ美しが丘102号
債務者　權藤ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１０号
福岡市南区大池１丁目４番24号
債務者　井上　常晴
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部